

那覇市生涯学習推進計画内部評価委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 那覇市生涯学習推進計画 平成25年度～平成29年度(以下「推進計画」という。)における内部評価を行うため、那覇市生涯学習推進計画内部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、下記表の推進計画の指標担当課で構成し、委員は、当該担当課長又は館長から推薦された者をもって充てる。

2 委員の定数は役員を含めて20名以内とする。

| 部 局 | 推進計画の指標担当課 |
|-------|--|
| 市長部局 | 環境政策課 福祉政策課 まちづくり協働推進課 なはまちなか振興課 平和交流・男女参画課 健康増進課 観光課 文化財課 博物館 こどもみらい課 |
| 教育委員会 | 生涯学習課(青少年育成室) 市民スポーツ課 中央公民館 |

3 委員会の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

(役員)

第3条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は、生涯学習部副部長、副委員長は、生涯学習課長を充てる。

2 委員長は会を招集し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(その他)

第4条 本要綱は第1条の設置目的の達成をもって廃止する。

付 則

この要綱は、平成28年9月12日から施行する。